

経営計画は毎年度立てましょう!!

経営計画を立てることは、経営を持続的に行うためのほか、メリットとして「目標設定」があります。

目標を設定し現状を把握することにより、「やるべきこと」が明確になります。

売上・利益とも確保できている場合は、計画を立てていなくても問題が発生することはあまりないと思われますが、急激な環境等の変化には対応できません。

成り行きの経営では問題意識を持つことはあまりないのではないでしょうか。

問題意識を持っていないと、問題解決力が醸成されません。問題意識を持つこと、問題解決力を強化することは、経営陣・従業員ともに求められます。特に、経営陣にこれがなければ、従業員に求めてもらつたましいでしょう。

そのためにも、目標の設定=経営計画の立案が必要となります。

経営計画の立て方の一つとして、以下の 4 つのステップがあります。

- i 経営理念の策定
- ii 環境分析
- iii 経営戦略の決定
- iv 経営計画の作成

経営計画を立てたことがない企業・事業者の場合には、こういった流れで作成されることをおすすめ

契約書のない債権の回収

① 債権は時効で消滅します

売上債権（売掛金や工事代金）や貸金債権など、どの企業でも日々発生しています。

特に、企業間取引では直ちに支払うのではなく、「翌月払い」など、支払期限が先延ばされることが通常です。

注意すべきことは債権には消滅時効があり、企業間取引で生じた債権は、通常、支払期限など「弁済期から 5 年」で時効消滅します。

② 時効の中止措置

債権の消滅時効期間（商法上は原則 5 年）は、「裁判上の請求」や「債務者からの承認」等により中断させることができます。

消滅時効期間前に中断措置を講じれば、時効期間は「ゼロ」にリセットされ、新たな時効の完成は 5 年後に先延ばしすることができます。

します。経営理念は、経営活動のバックボーンとなるものです。

経営理念を策定することで

- i 会社の存在理由
- ii 事業領域の明確化
- iii 経営目標（定量、定性）の明確化
- iv 企業風土（文化）の明確化

が、可能となります。

経営理念を策定すれば、経営陣の交代等、特別な事態がない限り見直す必要はありません。しかし、経営環境は逐次変化しており、年度当初に経営環境を分析し、予測しなければなりません。

そして、組織の方向性を検討する経営戦略を決め、最後にその具体的な取組みである経営計画を作成することになります。

経営計画は毎年度立案し、「誰が」「何を」「いつまでに」「いくらで」「どのように」の視点で作成し、実行→チェックを繰り返していきます。この中に売上計画も入ります。

経営計画を作成することは、規模の大小に関わらず、経営者の役割です。

経営計画を作成するためには、上記を参考にするほか、商工会にご相談いただくと、アドバイスや場合によっては中小企業診断士等専門家を招聘して経営計画作成のサポートをいたします。

お気軽にご連絡ください。

債務確認書作成のおすすめ

ます。

③ 債務確認書（念書）作成のおすすめ

予定された弁済期を過ぎても支払いがない場合、電話・メール・手紙などで支払催告しても、完全な時効中断の効力を生じません。

催告後、6か月以内に裁判など強力な手段を講じてはじめて「催告時」に時効中断の効力が発生します。

つまり、債務者にのらりくらり支払いを先送りされると、結局当初の弁済期から 5 年で債権は時効消滅してしまうのです。

そこで、特に契約書など証拠書類がない場合に有効なのが、「債務者に承認をもらう方法」であり、具体的には「債務確認書（念書）」を作成することです。

専門家個別相談会等開催のご案内

熊毛町商工会では、平成 27 年度に経営発達支援計画が認定され、これを受けて引き続き今年度も「伴走型小規模事業者支援推進事業」を実施してまいります。

当該事業の目玉として、標記専門家個別相談会及び専門家派遣事業を 6 月より実施いたします。

経営に関するあらゆる相談にお応えいたしますので、この機会にぜひ当個別相談会・専門家派遣をご活用ください。

相談内容は、税務関係、事業承継、経営計画策定、資金繰り相談、販路開拓など経営に関することなら何でも OK!!

これは、熊毛町商工会の会員の方のみが受けられる事業です。

当事業に関するお申し込み、お問合せは、お気軽に熊毛町商工会事務局へご連絡をお願いします。（担当：道中）

個別相談会・専門家派遣の概要は、以下のとおりです。

① 中小企業診断士による個別相談会の実施

原則 每月第 3 火曜日（H30 年 2 月まで） 每月 1 回実施
第 1 回目 6 月 20 日（火） 中小企業診断士 土井一海氏
相談場所 商工会事務所相談室

② 専門家派遣事業（H30 年 2 月まで）

会員の申込みにより、直接事業所へ派遣します。
3 回程度まで派遣可。専門家は、相談事項により事務局で選定いたします。
相談のお申込みは、1 週間前までにお願いします。
お申込み方法は、電話・fax・メールのほか口頭でも可。
相談は無料です。秘密厳守いたします。
個別相談会は都合により、日程が前後することがあります。
開催日は、変更の有無にかかわらず、ホームページで実施日をお知らせします。



小規模事業者経営発達支援資金

「小規模事業者経営発達支援資金」は、経営発達支援計画の認定を受けた商工会の小規模事業者の会員のみが対象となり、商工会の事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取組む小規模事業者が利用できる融資制度です。熊毛町商工会は、平成 27 年 12 月にこの計画が認定された商工会です。

この融資制度の特徴の一つとして、融資期間が最長 20 年と長く、長期に及ぶ事業計画を策定することにより利用が可能です。事業計画策定にあたっては、商工会及び専門家派遣等により支援を実施いたします。

《具体的概要》

- | | |
|----------|--|
| ☆ 融資対象者 | 経営発達支援計画の認定を受けた商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取組む小規模事業者の会員の方 |
| ☆ 資金使途 | 事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金 |
| ☆ 融資限度額 | 72,000 千円（うち運転資金 48,000 千円） |
| ☆ 融資期間 | 設備資金 20 年以内
運転資金 8 年以内 |
| ☆ 融資利率 | 特利 A(0.76% ~ 2.00%、平成 29 年 6 月 5 日現在)
担保の有無等により異なる利率が適用されます |
| ☆ 保証人・担保 | ご希望を伺いながら、ご相談させていただきます |
| ☆ 融資金融機関 | 日本政策金融公庫 徳山支店 0834-21-3455 |

一日公庫開催

日本政策金融公庫徳山支店の協力の下、「一日公庫」を開催いたします。

一日公庫では、事前にお申込みいただいた事業所と面談を行い、できるだけ即決体制で臨みます。

普通貸付、特別貸付の新規申込みまたは借換えの相談に応じます。

一日公庫のお申込みは、予約制ですので 6 月 30 日（金）までにお願いします。

※ 開催日時

7 月 11 日（火）10 時～15 時

上記の時間外がご希望の方は早めにお知らせください。

※ 開催場所

熊毛町商工会事務所